

## 川崎市が発行する小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方へ

令和4年9月1日以降、川崎市の小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方は、「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けている医療機関であれば、受給者証に記載されていない病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションでも受給者証を使用できます。

ただし、給付の対象となる費用は、受給認定を受けている対象疾患およびそれに付随して発現する傷病等にかかる医療費等ですのでご注意ください。

- 受給認定を受けている疾病に関連しない医療や保険診療以外の医療等には、小児慢性特定疾病医療受給者証は使用できませんのでご注意ください。
- 医療機関の指定は、都道府県、政令指定都市、中核市等で実施しています。医療機関毎の指定状況については、医療機関の所在地を管轄する自治体のホームページ等を適宜ご確認ください。

### 小児慢性特定疾病医療受給者証の表記が変わります

現在川崎市が発行している小児慢性特定疾病医療受給者証には、受診を希望する医療機関として申請があった医療機関が記載されていますが、令和4年9月1日以降に発行する受給者証から、下記のとおり表記を変更し、小児慢性特定疾病の指定医療機関であれば使用できます。なお、現在の表記の受給者証をお持ちの方も、令和4年9月1日以降は受給者証に記載のない医療機関でも使用できますので、新しい表記への変更は不要です。

#### 【現在の表記】

指定医療機関名称・所在地	〇〇病院
	川崎市〇〇区〇〇1-1-1
	△△病院
	川崎市△△区△△1-1-1

令和4年9月1日以降



#### 【新しい表記】

指定医療機関名称・所在地	全国の小児慢性特定疾病指定医療機関で使用できます。
--------------	---------------------------

### 医療機関の追加または変更の申請は不要になります

これまで、小児慢性特定疾病医療受給者証に記載のない医療機関での受診を希望する際は、医療機関の追加または変更の申請が必要でしたが、令和4年9月1日以降は不要です。

ただし、新規または更新申請の際にご提出いただく申請書には、受診を希望する医療機関の名称・所在地等を記載していただく必要があります。更新申請時に受診している医療機関の追加や変更がある場合には、これまでどおり追記・修正を行ってください。